

# 議会活性化特別委員会会議録

- 1 日 時 平成29年5月30日(火)  
会議時間 10時00分開会 12時07分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 原 紀夫  
副委員長: 桜井崇裕  
委 員 : 北村光明、高橋政悦、佐藤幸一(遅刻10:44~)、安田 薫  
議 長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長: 佐藤秀美、係長: 宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
  - (1) 一般質問の答弁書の必要性等について  
(議会活性化特別委員会で提起した項目1・3・8・9)
    - ・「1 一般質問の答弁書の必要性について」
    - ・「3 請願者と陳情者による趣旨説明機会の設定について」
    - ・「8 一般質問での質問内容は正に向けた議長等の裁量権の拡大(重複質問の取扱いを含む)について」
    - ・「9 各種会議の持ち方の見直し(全員協議会での積極的な意見交換を含む)について」
  - (2) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

- (1) 一般質問の答弁書の必要性等について  
・「1 一般質問の答弁書の必要性について」

委員長 (原紀夫) : 皆さん、おはようございます。ただいまより議会活性化特別委員会を開会する。前回の委員会では、「一般質問の答弁書の必要性について」ということで、執行側との事前相談をもとにいろいろと皆さんと協議を行った結果、次の6つの点を確認した。1つ目は、答弁書は当日の朝に希望する本人に配付するという、2つ目は、議員の通告についても質問の要旨がわかるように詳しく記載をするということ、3つ目は、答弁書の作成日数は執行側と相談をするということ、4つ目は、質問順序の関係で通告が遅い時間帯に集中する対策は順序を抽選するかあるいは通告時間を早めるかということ、5つ目は、答弁書は全員に渡しているものではなく非公開なので、再質問等で「答弁書に書いてあるが」というような表現はしないということ、6つ目は、答弁書は議長と事務局にも配付をするということ。したがって今日の委員会では、答弁書の作成日数の関係と、質問順序の関係で通告が遅くなる場合の対策について順序を抽選にするのか通告時間を早めるのかについて協議をして結論を出していきたい。事前に皆さんの手元に、「一般質問答弁書の作成日数増に向けた本会議スケジュール(案)」を配付している。執行側との相談でも開会してから一般質問までの休会日を平日で2日増やせば大丈夫でないかということで、この辺について協議をお願いしたい。この案のとおり進めるということによるしいか。

北村委員 : 基本的にはこれでいいと思う。必要な日数から間が広がったというのは、週末の土日が挟まるからという理解でよろしいか。

佐藤局長 : 平日で休会日数を2日増にすると変更案のようなかたちになるということ。木・金曜日に一般質問を行っていたのを平日で2日ずらすと、月・火曜日になるということ。

安田委員 : ちょっと間延びするような感じがあるが、一般質問を金・月曜日にするのは差支えがあるのか。

委員長 : 一般質問は中を空けないで続けてやるほうが良いという考え方で日数を増やして、変更案のようなかたちになった。

安田委員 : 提案の通りでいい。

高橋委員 : これで問題ないと思う。

桜井委員 : 皆と同じ意見。

委員長 : 委員の皆さんの考えとしては、2日増やすということで変更案のようなかたちで今後提案していくということにする。

次に、質問順序の関係で通告が遅い時間帯に集中する対策については、前回の委員会では委員の皆さんは、答弁書がもらえるようになってからも通告時間は今と同じという考えだった。このことから現状のままとして、通告書をできるだけ早く提出してもらい、不都合が生じた場合には事務局を含めて再度協議をするということも考えられる。順序を抽選にすると、重複の質問の扱いが難しくなったり、通告終了時間を早めても後半の時間に集中するということになると、いろいろと不都合が生じてくるのではないかということでは以前話したことがある。一般質問の通告の関係については、このように決めて全員協議会に諮り、その中で全く違う方向の意見が多く出れば、再度持ち帰って協議したいと思うが、このようなかたちでよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長 : 以上で、「一般質問の答弁書の必要性について」は、今決定したようなことで進めていくので、よろしく願います。

- ・「3 請願者と陳情者による趣旨説明機会の設定について」

委員長 : 以前から残っている3・8・9・10の分についてこれから進めていく。まずは「3」の「請願者と陳情者による趣旨説明機会の設定について」だが、十勝管内において議会基本条例を制定している議会の設定状況や委員会における参考人等実績について、事務局で資料を用意しているので配付する。管内的な情勢を先に押さえて、請願者・陳情者による趣旨説明機会について設定するのかわからないのかについての考えを皆さんに尋ねたいと思う。休憩する。

【休憩 10:12】

【再開 10:15】

委員長：再開する。議会基本条例を制定している鹿追、芽室、広尾、幕別、本別、足寄、浦幌町の7町議会の設定状況について事務局に調べてもらったので説明をお願いします。

佐藤局長：栗山町がモデルだが、議会基本条例を制定している議会は、だいたい請願者・陳情者の説明機会の設定を条文の中に盛り込んでいる。1枚目の資料は、請願者・陳情者による説明機会の設定状況について、議会基本条例の条文を見ながら調べたもの。鹿追町議会は「必要に応じ提出者の意見等を聴く機会を設ける」となっているが、芽室町は「提案者の意見を聴く機会を確保します」、広尾町は「提案者の意見を聴く機会を設ける」、幕別町は「必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設ける」、本別町は一番新しいが「必要に応じて提出者から意見を聴く機会を設けます」、足寄町は「提出者の意見を聴く機会を設ける」、浦幌町は「提出者の意見を聴く機会を設ける」となっている。「必要に応じて」と条文に規定しているものとしていないものは、半々くらいの状況。2枚目の資料は、毎年全国議長会で議会の実態調査を行っていて、委員会における公聴会、参考人、請求代表者の意見陳述の北海道分を集計したデータ。7月1日現在で調査が行われるが、今現在公表になっている部分の最新のデータである。

委員長：鹿追や幕別、本別の3町は必要に応じて提出者から意見を聴くということで、その他は聴く機会を確保するという事なので、提出者に必ず説明の機会を与えているということ。これを受けて私どもの町はどうしたらいいのか。委員会の中で紹介議員になったことのある方は結構いると思う。これまで紹介議員を受けてきた中で、質問をされたらどうするかなどの悩みがあったと思うが、この辺についてどうか。必要に応じて提出者の意見等を聴く機会を設けるべきなのか、予め設定して提出者の意見を聴く機会を設けるようにすべきなのか、それとも別の方法があるのか。

加来議長：参考までに今までのやり方として、過去には、自分の委員会の所管に属さない請願についての紹介議員になってもらうことが多かった。審査をするときには、紹介議員を呼んで調査をしていた。それでも足りない場合は提出者を呼ぶというようなやり方をしていた。陳情については参考人として提出者を呼ぶ以外はないので、請願と陳情では少し違った部分がある。請願を審査するためには、紹介議員がいる場合にはいつでも委員会に呼ぶことができる。

委員長：ここ数年、議長が言われたような方法でやられた陳情・請願の審査というのはあったのか。

加来議長：最近では、委員会に紹介議員を呼ばないまま審査していることが多いと思う。

委員長：今後はやはり、紹介議員がいる場合はその都度委員会に呼んで、しっかりと説明してもらうという方向になるのか。

加来議長：基本的には本会議で紹介議員による説明を行ったうえで、質疑を行って付託するというかたちになる。

委員長：過去の経緯を含めて、議長から説明されたようなかたちで進めてきているわけだが、現状のままでもいいとするのか、事案によっては呼んで説明をしっかりとってもらうのか。私が議員になる前、よく議事録を見ていたが、一人で3、4件も請願に対する質疑がされていた。今はそれほど多くの質疑はないが、そういうのをいろいろと見てみると、提出された人が来て細かく説明するのが理想かなと思うが。

北村委員：私自身、請願の紹介議員になった経験から言うと、出されたものをほぼそのまま採択する場合にはいいが、語句の修正まで入ると紹介議員としては権限を持っていないのではないかとということで、この場合きちんと説明しきれないものもある。そういう場合は提出者の意見を聴くという場があったほうがいいと思う。

委員長：今までに実際、紹介議員として受けた立場で感じたことを述べていただいた。請願について提出者から説明を受けていないような深い質疑が紹介議員にされる可能性は非常に大きくあるのではという気がする。それを受けて清水町議会としてはこうすべきではないかという意見を出してほしい。

加来議長：いま北村委員が言ったように、意見書案を作るときに言葉の修正などをする場合がある。それは、清水町議会として国や執行機関に意見書を送ったりするときにもどのような内容で出すかということである。意見書の内容を検討して変えることは、決して提出者の意図を損なうような極端な変わり方ではない以上、悪いことではないということで今まではやってきている。過去には、全員が賛成しないと出さないというやり方をしていた。今は修正を加えたいと提出するように変わってきている。

委員長：過去に全員が賛成しないと出さなかった時代もあったということで、今はそれを踏まえて若干修

正をして進めているというのは皆さんわかっていることだと思う。

桜井委員：基本条例を制定している議会の項目を見て、陳情や請願については、町民の政策提案であるという位置づけをしっかりと持っているということを改めて確認させてもらった。また、いまの議長からのアドバイスの中で、今までの請願に対しての対応等については問題があったようなことも無かった。字句の修正についても、今のところ現状のやり方でいいのかなとも思っている。

高橋委員：請願・陳情を受けた議会が、この後どういう方向に進むかということがまず最初に来ると思う。基本条例においては、提出者の意見を聴く機会を設けるとなっているが、その内容は否定するものでもないし、そうするのであれば本町議会の体制を固めたうえで検討する必要がある。要するに委員会に付託をして審査するというかたちをとるのであれば、幕別町みたいなかたちになる。そうではなくて、全体で審議することもあるというのであれば、全員で協議する道も残しておかなければならない。その辺を整理してからでないとはっきりと決められないのではという気がする。

佐藤局長：本町議会の会議規則、標準会議規則もそうだが、請願については委員会に付託するという事になっている。

安田委員：私もよく請願の紹介議員になっていたが、ほとんどの方が趣旨に賛成であれば突っ込んだ議論や字句の変更はなかったが、これから出てくる案件の内容によっては提案者の意見を聴く機会を確保しなければならぬと思う。先ほど高橋委員の言ったとおりだと思う。付託されてからまた提案者の意見を聞いて、また全体となるとすごく複雑になるので、先に整理した方がいいのかなと思う。今までのように委員会付託であれば必要に応じて提案者の意見を聴くとしたほうがいいと思う。

委員長：必要に応じて呼んで説明してもらうことは今でもできる。今はしていないだけで、できるようになっている。そうだとすれば、今までどおりでいいということになるのか。

北村委員：安田委員が言ったように、ほぼ賛成できる案件の場合は問題ないと思う。請願の内容・主旨そのものに疑問を呈することなどがあつた場合、請願者から聴く場があつてもいいのではないかと。ただ単に文章で出せばいいというだけではなく、賛成できないという状況の場合は、それを保障しなければならぬのではないかと。

委員長：紹介議員を受けた段階で提出者から詳しく説明受けると思うが、その中で聞き及んでいなかったような質問がいろいろと他の議員からどんどん出てきて対応できない場合がある。今出ていないからいいが、今後こういう議論を皆さんと深めていくとたくさん出てくるような気がする。

北村委員：文章に書かれている言葉そのものの定義について共通認識を持つ必要があると思う。その説明の場はあつたほうがいいと思う。

委員長：一通り委員の皆さんの現状で考えている意見を聞いた。非常にまとめづらいと感じているが、現状ではうちの議会でも必要に応じて提出者の意見を聴くことは十分できるかたちになっている。議会で受けた段階で、ワンクッションを置くぐらいの気持ちで議会に来て説明してくださいというぐらいのことは必要かと思うが、過去に数多く受けている委員の皆さんはどう思うか。

安田委員：芽室町の場合は完璧に提案者の意見を聞くとなっている。農協や農民連盟あたりから出てくる請願についても必ず聞いているのか。

佐藤局長：芽室町は請願については聴いていると思う。委員会の審査の中で、一番最初に請願者に来てもらって内容の審査を受けている。何回か会議録を見たが全体的に来ていて。

委員長：紹介議員を受けた段階で議会での請願の説明を全部お任せされている状況であるが、提出者に来ていただいて説明を受けるのは理想だという気はする。

北村委員：いずれにしても委員会付託になると思うが、付託を受けた時点で意見を聴く場を設ける場合、審査に入る前に聴くべきだと思う。

委員長：提出者に来てもらって委員会で説明を受ける場合、紹介議員の説明内容と同じことを言って終わりということであれば、まったく意味が無いことにならないか。事案によっては相当難渋する部分があつて然るべきだが、意見が相当出て紛糾したというような請願は今まであまりなかったように思う。それを受けてうちの議会としてはどうしたらいいのか。うちの議会には基本条例はないが、それに近いようなことをやろうと思えばいくらでもできる。そうであれば、今のままでもよいということなる。だが、事案によっては、提出者から説明を受ける機会を設けることが必要になってくることはあるような気がするが。

安田委員：この項目を挙げた人がいたからこの委員会で議題となっている。理由無くて課題とされているわけではないと思うが。

委員長：去年、全員協議会を含めて相当いろいろな議論があつて、その中で最終的に集約して今の検討項目数になっている。

安田委員：そうであれば一步進んだものにしたほうが良いような気はする。芽室のようにすると完全に確保するという事だから、重さがだいぶ違うと思う。改革してよくなるのであれば進めたほうが良いという気はする。

佐藤局長：例えば、議会側から呼んでも提出者が来ないということも考えられる。義務とかそこまでのものはないので。

北村委員：芽室町議会の議会基本条例は、「提案者の意見を聴く機会を確保します」ということだから、それは必ず来てもらうということではなくて、「機会を設けますがどうしますか」ということだと思ふ。来ないと言ったら来ない中で審査すると思ふ。そういう意味合いだと理解した。

委員長：うちの議会で過去数年いろいろな陳情や請願の審査を行っているが、委員の皆さんが見て、これはまずいと感じたことはあるか。なければ従前どおりで問題なしとしても良いような気もする。ただ、安田委員が言うように、その辺も含めて改善してほしいということがあって出ていることなので、これより少し前に進むというのも当然そうだろうという気がする。

北村委員：以前マイナンバーのことで陳情が出たことがあったが、結局それを不採択にしたが、その後議会報告会の際に、陳情の提案者からその経過だとかについていろいろ問われる場面があった。それを考えると今のやり方だけではだめだったのかなという思いもある。

委員長：過去に特別養護老人ホームを無償譲渡したときに相当揉めたことがあって、私はずっと傍聴していたが、請願者を参考人として呼んでほしいということも議員が言ったが来なかったということがあった。議会に来て何を聞かれても全部説明できるかということになると、自信がなければその場で右往左往することもある。従前どおりではまずいということで、それよりも少し進めるという立場で考えると、清水町議会としてはどのように方向づけをすればよいのか。

桜井委員：本町においては基本条例が無いということで、委員会に付託された場合、委員会がその時の判断によって意見を聴取することができる。付託された委員会の判断でいろいろな対応ができるということであれば、現状のままでもいいのではと思ふ。

委員長：長々と議論をしてもなかなか行き着くところに行かないような気がする。基本条例が無くてでもできる状況にあるので、従前どおりで対応するというまとめで良いのか悪いのか、委員の皆さんの考えを一通り聞きたい。

北村委員：ここで議論してきたことが無駄にならないのなら、現状でも仕方がないかと思ふ。

委員長：これだけいろいろな議論していることが無駄にならないようにするのにどうしたらよいのか。そのまま従前どおりと言ってしまうと無駄になってしまう気がするがどうするか。

佐藤委員：請願・陳情を出すということについては、皆さんがそれぞれの意見を持っていると思うが、こういう機会を設けたときにその場で話もできない提案者もいると思ふ。そういった中では現状維持でいいのではと思ふ。

安田委員：この項目が挙がってきた以上、提案者の意見を聴く機会を確保するというかたちで提案したほうが良いと思ふ。

高橋委員：実際のところ、この案件を出してきた議員が誰かはわからないが、その人はきっと請願者の意図を汲まない結果があったからそれはまずいだろうということでもう一回検討しろという話だと思ふ。本町にはそぐわないとかこの内容はふさわしくないということで判断して、委員会では不採択になったり本会議で不採択になったりすると思ふが、それでも陳情者・請願者の意図が汲み取れなかった結果による不採択だと思ふ。だから、それが不都合であればそういう方向に進んだときには最後に陳情者と請願者に委員会であんなに私たちが間違った判断をしているかどうかというのを聞く機会を設けるというルールづくりをすればこういう問題は出てこないのではないかなという気がする。

委員長：決定した後に聴く機会を設けても意味がないと思ふ。

高橋委員：決定するのは本会議だから、委員会の中で請願者の意図を汲めないのではないかという議論をしたときに、その結果を判断するにあたって、最後に請願者の話をもう一度聞きませんかということ。

委員長：今の高橋委員の話について、いいかどうかの意見があるか。

安田委員：いいと思ふ。

桜井委員：高橋委員の言ったことも含めて、委員会に付託された中で審査をするわけだから、新たに基本条例に項目をつくるのではなくて、委員会でのこの件に関しては議論したということで、幕別の基本条例の内容を明文化したほうが良いと思ふ。全議員に諮るのであればそういったかたちの中で対応できると思ふ。

委員長：高橋委員が言われたことも含めて議会として提案したほうが良いということか。委員会に付託を

した段階で相当クレームがついて、このままでは難しい事案だということになったときに、来てもらって説明を受けるとこういうことか。

高橋委員：通るということは請願者の意思が伝わっているので問題ない。例えばその文章の文言が多少変わったとしても、目的が同じであれば請願者に対しては問題は起こらない。ただ請願者がこういうふうに出してほしいというのを議会としては出せないといった時に、請願者の意思は伝わらなかったということ。だけど、文章だけでその意思が伝わらないということでおしまいにするのではなく、議会の結果も伝えるし相手のことも聞きなおす。それをやると双方納得できる話になるかもしれないし、今回こんなふうに議題に上るまでもなく町民との間でやりとりがあれば、もう少しスムーズに伝えやすいのかなと思う。

委員長：呼んでだめなときもあるし、いいときも出てくるということ。

桜井委員：やはり委員会のその時の対応と判断でいいと思う。請願を採択しなかったというのはまた別な話で、そういうことも含めて委員会の判断だと思う。

委員長：採択が難しいというような事案の請願なのかということも含めて、請願の事案によってまちまちだが、通過しなかったということが過去結構あったような気がする。その後、請願者のほうから議会に請願を出しているのに通らなかったということでクレームが来たとかそういうことは議長の長い経験からあったか。

加来議長：基本的には記憶にはないし、聞いてもない。もし、どうしてもって言うのならその後二・三度変えたかたちにして提出したことはあったかもしれない。

委員長：今までの清水町議会の請願・陳情を受けた状況から少し前へ出て、今までとは少し違うというかたちにまとめていくことが、特別委員会に課せられた課題だと思うので、今後請願が提出された時にはこういう方向で対応するということか。休憩する。

【休憩 11:00】

【再開 11:15】

委員長：再開する。先ほどから進めている請願・陳情の関係について、私どもの町が今後どのようなかたちで取り組むようにすべきかということで、休憩時間にいい話がされたようだが、どういう話なのか。

高橋委員：結論として、現状でも提案者の意見を聞く機会を非としているわけでもなく、現状でもその機会が確保されているということ踏まえて、委員会に付託というかたちになってそれを委員会で検討するにあたり、現状その機会があるとしても提案者を呼んで聞いた経過があまりないということから一步脱して、積極的に必要に応じて提案者の意見を聞く機会を設け、委員会での審議を充実したものにすることで、基本条例とかをつくるまでしなくても今のままのルールを運用していくというかたちでいいのではないかということ。

委員長：今言われたことで、全くうちの議会が請願・陳情が出たからといって聴く機会を与えていないわけでもなく、いつでも与える機会はあるので、そういう対応は過去もしているということがあるので、ここ数年そういう機会は少ないと感じているので、今後は積極的に呼ぶというような対応をするという方向付けでまとめたいと思うがよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長：そのように決定する。

・「8 一般質問での質問内容是正に向けた議長等の裁量権の拡大（重複質問の取扱いを含む）について」

委員長：「一般質問での質問内容是正に向けた議長等の裁量権の拡大（重複質問の取扱いを含む）について」ということで、議員必携の参考資料を配付している。文章に目を通すために若干休憩する。

【休憩 11:19】

【再開 11:26】

委員長：再開する。皆さんから意見をお願いします。

北村委員：一般質問が議員の権能として認められているので、できるだけ一般質問ができるような体制を維持すべき。裁量権の拡大といった一般質問をある意味では制限に向かうようなニュアンスになるのは賛同できないと思っている。

佐藤委員：北村委員の言うとおりでと思う。

安田委員：今までの感じでいいと思う。

高橋委員：この議題を出してきた人は、たぶん結果を見てまずいと思って出してきたと思う。要するに議長

の裁量権という話が出たのは、今まで出てきた結果を見てももう少し制限したほうが良いという考えからだと思う。実際の話、私が今まで聞いてきた中で、切り口は違っても再質問の中で最後に同じ質問をする方が結構いる。先ほど答弁にあったことを結局話の流れからそこについてしまうという議員もいる。それを町民が聞くと、先ほどの話を聞いていなかったのではないかということにもなりかねない。それは議員として恥ずかしいことで、その機会は奪った方がよいという意見だと思う。実際の話、議員必携に書いてあるように誰も議員の質問を遮ることはできないということになってはいるが、議員各自のスタンス・やり方がいろいろあると思うが、この議題に関しては今のままの体制で構わないから、議員個々でももう少し攻め方や質問の仕方なりをよく考えるべきだということを感じている。

桜井委員：議員必携にも書いてあるように、議長は事前に通告を受けて、一般質問の要旨を理解して質問と答弁がよく噛み合うように議事を進めるという役目がある。高橋委員が言ったように個々の議員がそういったことも含めて事前に調整もしているので、そういったことをある程度議員としてそれぞれが受け止めてほしいというような文言でいいかなと思う。

委員長：委員長という立場で話をするが、先ほどから議会の活性化のためにどうするかということいろいろと議論を深めており、一般質問の答弁書を含めて結構掘り下げて進めていると思う。したがって、このことが今後徹底されていくことによって、質問内容の是正に向けては効果が出てくることと思うが、議員それぞれが以前とは違う感覚でものを言うようになるだろうという気がしている。重複質問についても前段で受け付けた段階で議長のほうからその旨の指示があり、それを踏まえて質問されていると私は受け止めている。以前から見ると答弁書の必要性も含めて前へ進んでいるのではという気がしている。

北村委員：議員の発言については議員が一切責任を持つわけで、禁止的な用語、差別用語も含めてあるということ認識して話をする必要があると思う。発言内容そのものについて問題があった場合は、発言が終わった後に止めるか、あまりにも長すぎたときにはまとめてほしいという議長からの注意等があってもいいと思う。だが、基本的には発言を保障する議会であってほしいと思う。ここに書かれている議長等の「等」の意味を考えていたが、これは議会運営委員会や議会事務局のことを言っているのかどうなのかと疑問に思った。

委員長：議長等とはどこまでのことを言っているかとなると、各委員会まで言っているのか。

佐藤局長：一般質問の関係なので、「等」といえば議長と事務局で通告を受けて、その後議会運営委員会にかけているので、事務局と議会運営委員会しかないと思う。

加来議長：一般質問に関しては、先ほど言った重複とか内容が具体的にわかりづらいとかというところは、受付時点で質問者と協議して本人の了承を得ながら受け付けている。その後議会運営委員会にかけますが、重複していておかしいという意見が出ればまた差し戻されたりすることはある。過去にもそういうことはあった。最終的には議会運営委員会での承認になる。

委員長：この項目については皆さんの意見を伺ったが、今までの進め方でいいということ。また、それぞれの議員が今後努力するということでも落ち着くのかなという気がする。「一般質問での質問内容は正に向けた議長等の裁量権の拡大（重複質問の取扱いを含む）について」は、重複質問を含めてそれぞれの議員の責任で処理をしていく以外ないという考えに至ってよろしいか。

（よろしいの声あり）

委員長：そのように決定する。

#### ・「9 各種会議の持ち方の見直し（全員協議会での積極的な意見交換を含む）について」

委員長：「各種会議の持ち方の見直し（全員協議会での積極的な意見交換を含む）について」の検討に入るが、全員協議会で活発な議論は今まであまり見られなかったような気がする。議員間討議という重要な視点にも絡むことなので、当然議会基本条例をつくり積極的に取り組んでいるところは、議員同士の討論についても相当力を入れている部分がある。うちの議会についても各種会議の持ち方の見直しについてどのようにしたらいいのか、今後の全員協議会の進め方について、今までと違いかたちで進めたほうがいいのか、それぞれの委員の考え方を伺う。参考資料を配付するので休憩する。

【休憩 11：38】

【再開 11：40】

委員長：再開する。過去に全員協議会に参加してきた中で、積極的な発言はそれほど無かったと思うが、皆さんの目からみて感じていることを含めて発言をお願いしたい。

桜井委員：全員協議会の位置づけというのは、議員同士が議論できる機会が少ない中で必要なものだと思認識している。私は2年足らずの経験だが委員会とはまた別にある全員協議会の位置づけというのは認識しているつもりでいる。

委員長：今のままでよしとすれば、どうすべきかという考え方はあるか。

桜井委員：現状の中でなかなか意見が出ないかもしれないが、13人が個々の意見を述べる場としては全員協議会が現状の中では位置づけられていると思う。

委員長：過去、2年間経験してきてこれはまずいのではと感じたことを今お尋ねしているがどうか。

桜井委員：全員協議会の中でいろいろな意見を出すことは十分必要なことであるが、それは個々の判断でのものだと思う。現状のままでいいと思う。

安田委員：今までやってきた全員協議会の流れでいいと思う。

北村委員：私はまだ1期目だが、全員協議会はもう少しざっくばらんな話ができる場であってもいいと思う。それと、執行側の説明の場になっているものは、もう少し本会議のほうに移してもいいようなものがあるのではという気がしている。全員協議会は自由討議ができない場のような雰囲気を感じている。

佐藤委員：全員協議会については、議会独自の協議または意見調整、本会議の審議に伴う協議または意見調整、町村長による事前説明及び意見の聴取ということである。これからもこの通りでいいと思う。

高橋委員：全員協議会は、執行側からの事前説明が多くて、事前説明を受けてわからないところを聞いてそれでおしまいになっている。本会議では提案者の説明を受けて賛成か反対かの表決になる。町民に対しては全員協議会もオープンにはなっているが、今の話からいくと、本会議を見ただけの人は議員は何もしないで賛成、反対と言っているだけではないかというふうにししか思われぬ。それが事実なのであるが、全員協議会で事前説明があった場合、その後に関することについて議員同士で話し合ってもいいのではないかと思う。今はそういう機会はなくてそこでおしまいとなって終了になる。そうではなく、全員協議会の中で説明を受けて質疑が終わった後、議会としてどうなのかというやり取りが議員同士であるべき。それが全員協議会だと今まで思ってきた。

委員長：皆さんから一通りの意見を伺った。全員協議会は法律上明確に位置づけられているので、私は執行側が説明をした内容について議会に出る前段でまだまだ掘り下げて質疑をしてもいいのではないかと常々思っており極力聞くことにしている。しかし、その場で説明資料が配付されるので、すぐに理解が追いつかずなかなか聞きづらいといつも感じている。本来持つべき全員協議会のかたちというのは、しっかりと説明された分については納得のいくかたちで聞いて質疑をするというかたちでなければならない。執行側が議会に説明をしてこれで納得して議会も通ると思われるようなレベルではまずいと感じている。委員会の中では、今のままでよしとするほうが多いのかなという気がしている。果たして今のままで進めてもよいのかという思いがあるが、若干こういうところは少し変えたほうがよいということがあれば意見を出していただきたい。

加来議長：今まで全員協議会を行ってきた中で議長として気をつけていることは、過去の議員協議会と同じように意見等の調整の場にしないような運営の仕方をしてきた。基本的には執行側からの説明を受けてそこでの質疑・意見等があればそこで言ってもらって、賛成・反対をするための深い質疑は本会議場の見えるところでやらしてもらおうというような進め方をしてきた。それぞれの意見をお互い議員同士でするとするならば、うちの会議規則にある「自由討議」を使って議員同士が議論し合えばいいかなと考えたうえで今までは運営してきた。

委員長：大方の意見としては、議長が言われたようにいろいろな意見については自由討議でやってもらいべきだという話である。執行側の説明等々に疑問点や問題点があれば、執行側が問題意識を持って議会に出すまでに内容を調整してくるなどがあれば、それが理想だろうと思う。したがって、議長が言われたように、本会議で質疑を重ねてもらおうというかたちで、全員協議会は今までの形を変えなくてもいいのではないかという意見が多いと受け止めているが、そういう見方でよろしいか。

北村委員：私は高橋委員が言ったことに賛同するほうである。地方議会は二元代表制であることがよく言われ、執行側と議会は町政を進めるための車の両輪であるというような言い方もされるが、実際本当に対等なくらいの両輪になっているかという、片方ばかり走って片方はあまり回らないというように思っている。その二元代表制を維持できるかを考えていくと、議会で議員がいろいろな意見を自由討議も含めて戦わず中で、一定程度の結論を見出していく方向を重視すべきではないか。執行側に対するチェック機能をどう効かしていくかについては、議会がまとまった中で物事の視点を統

一していくスタンスが必要であると思う。そういう意味合いでいうと、本会議でもいいが、全員協議会の中でそういう議論をしたほうがいいのではと思っている。

委員長 : この事案についてはまだ議論不足だと思うので、委員長権限で次回の委員会でいろいろと伺いたい。北村委員からは二元代表制の話を含め活発な議論をという発言があったが、私もそれに賛成である。次回で続きをやりと思うので、よろしく願います。

一連の話を進めているが、前回も少し触れたが1項目毎に全員協議会に相談するというのではなく、ある程度まとめてから一括して全議員に諮りたいと考えている。10項目あるが、議会運営関係、広報広聴関係、その他の順に調査・検討を行うとなっているが、昨年3月の全員協議会で提起された議員定数、議員報酬、委員会の所管、任期の調査・検討時期についてだが、我々の任期は再来年の選挙までで相当長い期間があるが、今説明したものは相当重たい内容なので他の町村がいま議員報酬を上げるという方向で諮問している段階でもあるし、うちの議会としても波はあると認識してる。このことについては町民の同意というのは必ず受けなければならないと認識しているので、いろいろと意見を聞きながら対応したいと考えている。その時の議論の流れによって進めざるを得ないので、この辺でやめるかやめないというのは中々難しいと思う。このことから委員長権限で進めるということではよろしいか。

(よろしいの声あり)

委員長 : 次回の委員会の開催日について、6月6日の15時から全員協議会が開催されるが、同日の13時から開催できるよう調整したい。これで今日の議会活性化特別委員会を閉じる。